

オ 令和7年度第3四半期分（9月1日～12月末日）を初回、第4四半期（1月1日～3月末日）を第2回として、以後年4回、令和17年第2四半期分（7月1日～8月末日）までの40回の支払とする。

オ 支払の対象は以下のとおり

費目	支払対象
委託料 A (固定料金)	各期の支払いにおいて、入札参加者が提案する一定の額（各期一律とする）を支払う。
委託料 B (変動料金)	各期における合計の供給食数（2（2）供給食数を参照のこと）に対し、入札参加者が提案する1食単価を乗じた額を支払う。
委託料 C (準備費用)	運營業務及び維持管理業務の業務開始前の引継業務にかかる費用を初回の委託料の支払時にまとめて支払う。
委託料 D (修繕費)	入札参加者が提案した各年度の修繕費を各支払期（四半期）の金額に換算（各年度の提案修繕費を4分の1）して支払う。 <u>なお、要求水準書の規定により毎年度行う「長期修繕計画書」の更新のため、翌年度の修繕費に変更がある場合は、7月末までに当該変更について市へ申し出ること。また、当該年度の修繕費を変更する場合であっても、事業者が負担することとなっている修繕費の10年間の合計金額（「4委託料の改定」による改定分を除く）は変えないこととし、残りの年度の修繕費で調整する。</u>

表 委託料の支払い時期

項目	支払対象期間	支払日
第1四半期	4月1日～6月30日	請求書受理後30日以内
第2四半期	7月1日～9月30日	
第3四半期	10月1日～12月31日	
第4四半期	1月1日～3月31日	

カ 光熱水費は市が別途契約し、市の負担とするが、年間使用量について要求水準書に示す規定の使用量を上限として、上限値を超過した場合には、超過分を事業者が負担する。その際に、各年度ごとに使用量の確認を行い、超過があった場合には、市がその契約内容に基づき当該超過分の金額を通知するので、翌年度の4月末までに納付すること。